

# 情報ホットライン

4月3日から24日まで

## 固定資産台帳縦覧できます

税務課

縦覧とは、固定資産課税台帳に登録されている事項（地目・価額等）を、事前に関係者の人にお見せする制度です。縦覧後この台帳をもとにして、平成12年度の固定資産税が決定されます。

### 縦覧できる人

- 1 所有者（納税義務者）
- 2 所有者と同一世帯の親族
- 3 納税管理人
- 4 所有者から委任を受けた人（委任状が必要ですが、法人の場合は別に社印、または社印押印の委任状が必要です）

### 場所と期間

税務課、通出張所及び俵山出張所です。期間は4月3日(月)から4月24日(月)、時間は午前8時30分から午後5時15分です。  
 (注)土・日曜日は縦覧できません。  
 期間中は課税台帳の写しを無料です。

### 審査申出

固定資産課税台帳に登録され

た価格に不服のある方は、固定資産評価審査委員会に不服審査を申し出る制度があります。

- 1 審査申出期間  
縦覧期間の初日から納税通知書の交付を受けた後30日まで(今回の場合)
- 2 審査申出事項  
固定資産の価格  
(価格以外の事項で不服がある場合には行政不服審査法による不服申し立て)

### こんな時は連絡を

- 1 家屋を取り壊したとき
- 2 家屋を新・増築したとき
- 3 未登記家屋の売買や所有者変更したとき(連絡がないと旧所有者にそのまま固定資産税がかかることがあります)
- 4 所有者、納税義務者の住所氏名が変わったとき

#### ◆問い合わせ

固定資産税係 ☎②③ 1125  
 固定資産評価審査委員会事務局総務課庶務係 ☎②③ 1112

## 長門市身体障害者 デイサービス利用者募集

福祉課

長門市身体障害者デイサービスでは、市内に住所があり身体障害者手帳を持っている人、またはその家族を対象に、利用者の募集をいたします。

- ◆内容
- 1 機能訓練・スポーツレクリエーション等
  - 2 創作活動 手芸・工芸等
  - 3 入浴サービス 一般浴・自宅での入浴が困難な方に対する特殊な浴槽での介護入浴を行います。
  - 4 給食サービス 施設内での食事の提供を行います。
  - 5 介護サービス 更衣・移動・食事介助などの身辺介護を行います。
  - 6 送迎サービス 車いす利用者などにリフト車で送迎を行います。

◆手続き・問い合わせ  
 障害福祉係 ☎②③ 1155  
 または長門市身体障害者デイサービスセンター(長門市地域福祉センター内) ☎②② 8294

## 福祉タクシー利用券

福祉課

現在ご利用の福祉タクシー利用券は、3月31日で有効期限が切れますので新たに申請手続きをお取りください。

- ◆助成対象者  
 市内に住所があり次の手帳を所持している人
- 1 身体障害者手帳1級～3級、下肢4級
  - 2 療育手帳A

◆助成額と枚数  
 1回につき基本運賃相当額で、1人年間48枚が限度です(人工透析通院者は72～168枚)  
 ※ただし次の人は枚数に制限がありません。

- ◆利用できるタクシー  
 山電タクシー・富士第一交通  
 新日本観光タクシー・俵山温泉タクシー・人丸タクシー・古市タクシー

### あなたを応援します

## 身体障害者生活支援事業

◆内容 福祉サービス・住宅改造・介護方法等の相談業務  
 ◆対象 長門市・大津郡在住で身体に障害を持たれる人  
 またはその家族等

◆問い合わせ  
 長門市福祉課内  
 身体障害者生活支援相談室  
 ☎②③ 1212  
 FAX ②③ 1213

暮らしに役立つ情報を掲載しています。くわしいことは問い合わせ先へご連絡ください。